

令和5年4月14日

美里地域会議
会長 岡田 宏之 様

豊田市長 太田 稔彦

検討結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問し、答申を受けたことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告事項 令和4年12月22日に美里地域会議から受けた「山村条例」に関する答申についての検討結果は別紙のとおり
- 2 主管課名 企画政策部企画課

美里地域会議からの答申に対する検討結果

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">答申内容</p>	<p>1 都市部と山村部の交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹地域の設定による交流事業の実施 ・ 都市部住民向け山村ツアーの開催 ・ ボランティア交流会の開催 ・ 地域会議間の交流事業 <p>2 山村部についての情報提供の定期的な実施</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市の考え</p>	<p>1 都市部と山村部の交流事業の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご提案いただいた、都市と山村地域相互の行事への参加や地域会議同士の意見交換等は、お互いを知る有効な取組であるため、地域で実現可能な交流事業については、地域同士で活発に取り組めるよう支援していく考えです。なお、姉妹地域の設定については、相互の交流が活発となり地域間の自発的な取組として進めていただくことを考えています。 ・ 諮問と合わせて実施した「山村地域現地見学会」は、各地域会議からのご意見のとおり、山村地域の暮らしを知り、理解を深める有意義な取組となりました。そこで答申結果を踏まえ、令和5年度は、山村地域への理解促進や情報発信を目的に都市部に居住する市民や団体を対象とした「山村交流ツアー」の実施を検討しています。 ・ 都市と山村をつなぐ中間支援組織「おいでん・さんそんセンター」では、運営困難な集落の活動に登録ボランティアを派遣する「集落活動応援隊事業」を実施しています。同事業の充実に向けて、ご提案のボランティア交流会の内容を参考にさせていただきます。 <p>2 山村部についての情報提供の定期的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信については、ホームページやSNS等の様々な情報媒体や既存のイベント等を活用し、「おいでん・さんそんセンター」の取組のほか、山村地域の暮らしや活動する人々を紹介するなど、各種取組の成果や人々の暮らしぶりを市民等にしっかりとPRし、山村の価値や魅力を浸透させていく考えです。